樫谷議員 おはようございます。通告してありました、2点について質問させ ていただきますが、その前に訂正を1つお願いいたします。2項目にあります カッコで囲っていますハード対策の前にハード・ソフトを入れていただきたい と思います。よろしくお願いいたします。それでは、1点目にあります、認知 症ケア向上と今後の対策は。日本では、かつて痴呆と呼ばれていた概念である が、2004年に厚生労働省の用語検討会によって、認知症への言い換えを求 める報告がまとめられ、行政、高齢者介護分野において、痴呆の言葉が廃止さ れ認知症に置き換えられました。単に老化に伴って物覚えが悪くなるといった 誰にでも起きる現象は含まず、病的に能力が低下するのみを指します。日常生 活に支障が生じる程度にまで記憶機能が低下した状況で、本人や周りの方々が 気付くことが多いのも特徴です。牟岐町の認知症高齢者の現状は皆さんもご存 知のように、平成26年4月1日現在で、牟岐町の65歳以上の高齢者2,0 15人について、認知症の全国有病率推定値15%で求めると、認知症有病者 数、約300人と推定されています。平成25年7月31日現在の調べでは、 介護保険認定者数359人について、認知症と診断されているのは約123人 で、かなりの方々がいらっしゃるということです。また、在宅の要介護認知症 の高齢者は22名となっています。この数は年々増えてくると思われます。認 知症の高齢者を狙った詐欺も全国で多発している現状も踏まえ、今後の認知症 ケア向上に向けて健康予防管理専門士や認知症ケア指導管理士(ソーシャルワ ーカー)などの職員の習得や専門職員の導入など考えてはどうか、今年も11 月16日、11月18日、大阪会場でありますが、毎年あると思いますので、 一度チャレンジしてみてはどうか。認知症認定には、個人のプライバシーやシ ビアな面もありますが、介護者や周りの人からの情報による認知症スクリーニ ング尺度や観察指揮による認知機能障害を評価する尺度などは、現在どのよう に処理し、対応しているのか、牟岐町内、65歳以上の比率が44%と聞いて います。高齢者への今後の対処は早急に取り組まなければならない現状ではな いかと思われます。具体的な案で対処しなければならないと思いますが、今後 の課題も含めてお聞きいたします。 2点目にうつります。ハード・ソフト対策

として、町内の急傾斜地・地すべり・土石流危険地域の現状は。昭和44年8月に施行された、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、区域指定や崩壊対策工事を実施していると思いますが、牟岐町内には何箇所ぐらいあるのか、また、工事は全て終わっているのかお聞きいたします。先だっての8月の異常気象による大きな被害が各地にもたらしました。広島市の未曽有の痛ましい土石流の被害などは、今なお捜索や事故処理等が進まない状態であります。これを教訓に減災への取り組みとして、町内の地滑り危険箇所の再度の見直し、崩壊による被害を受ける可能性のある人家が何箇所あり、その崩壊対策事業の進捗状況をお聞きいたします。ハードにはお金と時間がかかります。だからこそソフト面が重要になります。地域全体で防災力を高めることが減災に向けての大事なことではないかと考えます。知らせる義務と知る努力を行政と地域住民の方々に是非とも持っていただき、自然災害に対応する能力を培わなければならないと考えます。その啓発に向け行政と地域住民とに対し今後どのように取り組んでいくのか、町内の状況と今後の地域住民の説明会の有無についてお聞きいたします。以上、2点について答弁をお願いいたします。

枡富議長 樫谷議員、2点目のソフト面についての詳しい答弁はいただけない と思いますので、その点ご理解お願いします。通告外になりますので。

枌富議長 福井町長。

福井町長 樫谷議員のご質問にお答えいたします。まず認知症ケア向上と今後の対策でございますが、牟岐町では平成24年9月に国が定めた認知症施策推進5か年計画に従い、認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会の実現を目的として、平成25年度から牟岐町認知症ケア向上推進事業を実施いたしています。その具体的な内容といたしましては、1、認知症地域支援推進員を配置。2、地域密着型サービス事業所での在宅生活継続のための相談、支援の推進。3、認知症の人と家族の会への参加。4、月1回の心配事相談への参加。5、認知症に関する講演会の開催などでございます。現在、介護認定されている方のうち30%あまりの方、約120人余りの方が認知症ではないかと判断いたしていま

すが、議員ご指摘の全国有病率推定値15%で求めると300人余りとなり、 牟岐町の65歳以上の高齢者のうち、一人暮らしの方が350人余りおいでる ことなどから、隠れ認知症患者がいることが推測されます。このようなことか ら認知症施策推進5か年計画の趣旨である、1番、早期診断、早期対応。2、 認知症対策の普及啓発。3、見守りなどの生活支援の充実などを図るため、ま た、社会全体で認知症の人々を支え、介護サービスだけでなく地域の自助、互 助を最大限活用するため今後とも努力してまいりたいと考えています。続きま して、2番の町内の土砂災害にかかる減災の取り組みについてでございますが、 近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が世界各地で発生しています。日 本では、特に平成23年の紀伊半島浸水崩壊。平成25年、東京都大島町の土 石流。今年8月の広島市の土石流などは、これまでの土砂災害の常識を覆すも のとなっており、被害も甚大なものになっています。また、近年の大雨は突然 の局所的なもの、いわゆるゲリラ豪雨が増え気象庁も平成25年8月からは避 難の緊急性を促すため特別警報を発表することとしています。牟岐町といたし ましても、これまで全国的に大規模災害がある度に、あるいは、国の災害対応 が変わる度に町民の皆様に防災にかかる情報提供や普及啓発を実施してまいり ましたが、近年大規模な災害が多発している現状に鑑みまして、この9月中に も自主防災会を中心とした意見交換会及び防災説明会を開催し、最新の情報を 基に町民の皆様にさらなる防災意識の向上と緊急時の避難対応の確認をしてい ただきたいと考えています。さて議員ご質問の危険区域における崩壊対策工事 の現状等につきましては、後ほど課長の方からご説明いたしますが、急峻な山 岳地を多く持つ日本におきましては、全国で土砂災害の危険箇所は52万箇所 あると言われており、ハード対策が追い付かない状況にございます。従いまし て、少しでも人的被害を失くすため平成12年に土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が公布され、 平成13年から施行されています。皆さま方もご存知のとおり、この法律は土 砂災害から国民の命を守るため土砂災害の恐れのある区域のある危険性の周知、 警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の要請、既存住宅の移転促進等のソフ ト対策を推進しようとするものでございます。災害対応はハード面においても ソフト面においても国、県、町の対応に限界がございます。牟岐町といたしま しては、可能な限りの正確な情報の把握、提供に努めますが、やはり自分の命 は自分で守ることが防災対策の基本でございます。常日頃から災害に対する基 礎的な知識の把握に努め、避難勧告、あるいは、指示等の発令時には冷静にか つ的確に行動していただきますようお願いしてまいりたいと思っています。以 上でございます。

寒葉建設課長 私の方からは、樫谷議員さんの町内の急傾斜地・地滑り・土石 流危険地域の現状につきまして、町長の答弁の補足としてお答えをさせていた だきます。牟岐町内の箇所数につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所が180 箇所、土石流危険箇所20箇所、地滑り危険箇所3箇所の合計203箇所とな っています。急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律のもと事業を実施しており、要件が急傾斜地の高さが1 0m以上、傾斜角度30度以上、人家戸数10戸以上等の要件で県が事業主体 として実施する事業でございます。この事業の現状につきましては、天神前、 宮田、牟岐東、清水、大谷、牟岐大谷、出羽島北、杉谷地区の8地区が事業対 象地でございまして、現在の事業実施状況につきましては、一部が完成できて いない場所が見受けられますが、事業としては県の方に問い合わせをしました ところ、概成ということで聞いているところでございます。それ以外の要件の 事業につきましては、高さ5m以上、傾斜角度30度以上、人家戸数5戸以上 で県費の補助を受け町が事業を実施しています。これは牟岐町内全域でござい ます。町内では現在把握している実施状況につきましては、約28箇所の工事 を実施しているという状況となっています。地滑り、土石流事業につきまして は、過去に地滑り箇所の中村地区で水抜きの排水工事を施工しているという状 況でございます。以上がハードの現状でございまして、つぎに土砂災害防止法 による土砂災害の危険性についての基礎調査について、ご報告させていただき ます。これがソフト事業と言われているところでございまして、現在、8月2 5日現在でございますが、土石流の警戒区域9箇所、これが警戒区域と特別警 戒区域に分かれます。警戒区域がイエローゾーン、特別警戒区域がレッドゾー ンと呼ばれています。土石につきましては、9箇所すべて警戒区域、特別警戒 区域も同じ9箇所となっています。それから、地滑り警戒区域につきましては、 イエローゾーンとして1箇所、特別警戒区域はゼロとなっています。急傾斜崩 壊区域、イエローゾーン56箇所、特別警戒区域、レッドゾーン55箇所とな

っていまして、合計といたしまして警戒区域が66箇所、特別警戒区域64箇所ということで、県の方で指定されている状態でございます。これ以外にも既に調査済みの箇所がございまして、現在県と町によりまして関係する住民の皆様に説明に入っているというような状況でございます。町といたしましては、この土砂防の基礎調査が済み区域に指定されたところから情報伝達、警戒避難体制等の整備を行っていく予定でございます。現在、ハード対策としまして、牟岐町内におきましては、県事業で天神前地区、牟岐東地区で急傾斜崩壊対策工事の計画をされているところでございます。町の事業主体といたしましては、県単急傾斜地崩壊対策事業で現在1箇所工事中、さらには1箇所県費の要望をしているところでございます。現状としては以上ということで答弁とさせていただきます。

枡富議長 百々健康生活課長。

百々健康生活課長 認知症ケア向上と今後の対策について、少し補足させていただきます。職員資格の習得については、地域、職域における認知症サポーター養成講座の講師役を養成するための徳島県が実施するキャラバンメイト養成研修、キャラバンメイトスキルアップ研修に参加しています。また、専門職の導入については、今後、認知症地域支援推進員の普及を今後図っていきたいと考えています。認知機能*障害を評価する尺度についてでございますが、長谷川式の認知度スケール等の簡易なものからCT検査、MRI検査の医学的検査まであり、いずれも有用なものと考えています。ただ、早期発見、早期治療のためには医療関係者等の高い尺度が必要だと考えています。次に現在の牟岐町の施策等を説明させていただきます。情報交換の場として、月1回の町内事業者の介護支援専門員を集めてのサービス評価のための地域ケア連絡会を開催し、その中で認知症の方に対する情報の共用を行っています。予防対策としましては、理学療法士による月1回の脳トレ教室の開催と牟岐町社会福祉協議会に委託し実施しています脳機能の活性化事業があります。また、必要な方に対しては福

祉用具の認知症老人徘徊探知機器のレンタル(貸代)事業があります。さらには講演会、研修会を随時開催しています。今後の対策としては、危機の発生を防ぐ早期、事前的な対応を基本におき町全体で認知症の人々を支えるため介護サービスだけでなく地域の自助、互助を最大限に活用するネットワークをつくることが課題だと思っています。そのため認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る、支援する認知症サポーターのさらなる要請に努めていきたいと思います。以上です。

枡富議長 樫谷議員。

樫谷議員 再問させていただきます。認知症ケアの向上と今後の対策について は、町内にもたくさんの認知症の方がいらっしゃる現状でありますし、また、 認知症だけでなくアルツハイマーというふうな病気も発生されている現状もあ ります。そういったことで、心配事相談というのもありますけれども、一つ窓 口をこれに向けてしたらどうかと思いますが、その点について、そして、その 窓口の中でいろんな心配事、これからもそのことについて、家族の方、周囲の 方のそういった指導をしていったらどうかと思いますので、認知症ケア対策の 一環として、別に一つ窓口を置いて、いつでも相談できる状態にしたらどうか と思いますが、そのことについてお聞きいたします。それと、ハード、ソフト が入っていなかったため、ソフト面の答弁をいただけなかったのですが、私の 一般質問の中にもソフト面が非常に大事だということも言ったと思うのです。 過去、広島県で悲惨な状況が出ました。広島県だけでなくて他にもそういうよ うな現状があります。でも100戸以上の土砂が崩れて家が崩れたにもかかわ らず、人的災害がなかったという箇所もあります。それは何かと言うとソフト 面が常日頃からできていたというのがありますので、今後ソフト面が非常に大 事なポイントではなかろうかと思いますので、今日、ソフト面の答弁をいただ けなかった分、ソフト面に力を入れていただきたいと思います。現状として残 りの箇所は何箇所あるのでしょうか。ハード面において現状として、今現在、

牟岐町の中で整備されていない箇所は何箇所あるのでしょうか。実施状況をお 願いいたします。

枡富議長 福井町長。

福井町長 再問ということで、認知症ケアの専用窓口を設けてはどうかということでございますが、今後、先ほど申しましたように隠れ認知症が増えるということで、これから対応にさらにより取り組む必要があるということは認識していますけど、すぐさま窓口を設置できるかどうかということは、この場では申し上げることはできませんので、今後、検討してまいりたいと思います。それと、防災のソフト対策でございますけども、今、お答えしたつもりでおります。法律が土砂災害防止法という法律そのものがソフト対策なのです。これに基づいて牟岐町でも対応していますし、講習会も9月中にも開催する予定でいます。現在は災害の被害が甚大になってきているような状況も踏まえまして、さらなるソフト対策について検討してまいりたいと思います。以上です。

枡富議長 寒葉建設課長。

寒葉建設課長 只今の樫谷議員さんの再問でございます、残っている整備できていない箇所についてというご質問でございましたけども、先ほど申しました土砂法による基礎調査、これが先ほど町長も答弁しましたが、ソフト面ということで、これの調査を現在全国的に行っている状況でございます。町内におきましても先ほど箇所数については、述べさせていただきましたが、この調査が最終的に牟岐町全域終わってからという形になりますので、現在のところ何箇所残っているかということになりますと、現在、まだ分かっていないという状況でございます。この基礎調査が済んでからということでご理解していただければと思います。以上でございます。

枡富議長 樫谷議員。

樫谷議員 それでは、基礎調査が済んでからということで、その地域に係わる 住民の方の説明も含めて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い いたします。これで一般質問を終わります。